

公 告

令和9年産のばれいしょ、スイートコーン及びかぼちゃ等に適用する単位
当たり共済金額の範囲等を事業規程第122条第2項の規定により下記のと
おり公告する。

組合員各位

令和8年10月27日

北海道農業共済組合

組合長理事 伊藤 榮



記

1. 共済目的の種類

ばれいしょ、スイートコーン、かぼちゃ

2. 単位当たり共済金額

別表のとおり

令和 9 年産畑作物共済単位当たり共済金額（地域インデックス以外の引受方式）

共済目的の種類・類区分等			単位当たり共済金額の範囲									
			最高額	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
ばれいしょ	1 類	交付農業者 (課税対象)	25,360	22,820	20,290	17,750	17,510	15,760	14,010	12,260	10,510	
		交付農業者 (免税対象)	25,890	23,300	20,710	18,120	17,510	15,760	14,010	12,260	10,510	
		交付農業者 以外	17,510	15,760	14,010	12,260	10,510					
	2 類		37,140	33,430	29,710	26,000	22,280					
	3 類		70,630	63,570	56,500	49,440	42,380					
	4 類		59,480	53,530	47,580	41,640	35,690					
	スイート コーン	1 類		36,390	32,750	29,110	25,470	21,830				
2 類		167,980	151,180	134,380	117,590	100,790						
かぼちゃ			118,580	106,720	94,860	83,010	71,150					

注1. 「単位当たり」とは、ばれいしょ・てん菜は1,000kg、豆類・そばは10kg、ホップは1kg、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃは1,000kg当たりを示す。

2. ばれいしょ・スイートコーン・かぼちゃは、令和8年10月20日付農林水産省告示第1579号

3. てん菜の、基準糖度は告示前

4. 豆類・てん菜・そば・たまねぎ・ホップは、告示前

令和 9 年産畑作物共済単位当たり共済金額（地域インデックス方式）

共済目的の種類・類区分等				単位当たり共済金額の範囲									
				最高額	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位	第8位	第9位	第10位
ばれいしょ	9類	でん粉加工用	交付農業者 (課税対象)	25,360	22,820	20,290	17,750	17,510	15,760	14,010	12,260	10,510	
			交付農業者 (免税対象)	25,890	23,300	20,710	18,120	17,510	15,760	14,010	12,260	10,510	
			交付農業者 以外	17,510	15,760	14,010	12,260	10,510					
		食 品 加 工 用		37,140	33,430	29,710	26,000	22,280					
		種 子 用		70,630	63,570	56,500	49,440	42,380					
		でん粉加工用、食品 加工用、種子用以外		59,480	53,530	47,580	41,640	35,690					
スイート コーン	3類	食 品 加 工 用		36,390	32,750	29,110	25,470	21,830					
		食 品 加 工 用 以 外		167,980	151,180	134,380	117,590	100,790					
かぼちゃ				118,580	106,720	94,860	83,010	71,150					

注1. 「単位当たり」とは、ばれいしょ・てん菜は1,000kg、豆類・そばは10kg、ホップは1kg、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃは1,000kg当たりを示す。

2. ばれいしょ・スイートコーン・かぼちゃは、令和8年10月20日付農林水産省告示第1579号

3. てん菜の、基準糖度は告示前

4. 豆類・てん菜・そば・たまねぎ・ホップは、告示前